

令和 6年 3月 31日

収 支 報 告 書

関市議会議長 三輪 正善 様

会派の名称 新政クラブ

代表者氏名 浅野典之

関市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、令和5年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
交 付 金	1,210,000	政務活動 10,000円×11か月×11人
会 派 負 担 金		
収 入 合 計	1,210,000	

2 支出の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
研 究 ・ 研 修 費	25,330	研修会参加費
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費	7,287	関市コピー代
資 料 購 入 費	10,197	書籍代
広 報 費	439,730	広報紙作成及び配布代
広 聴 費		
事 務 費	49,278	プリンター消耗品、プリンター台
支 出 合 計	531,822	

注 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 678,178 円



年月日	領収書 等整理 番号	具体的な内容・用途	収入額	支出額	使 途 項 目							備考
					研究 研修費	調査 旅費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費	事務費	
R5.5.29		交付金(関市から)	1,210,000									
R5.7.31	1	研修会参加費		25,000	25,000							
R5.7.25	2	振込手数料		330	330							
R6.1.24	3	新聞折込代		142,950					142,950			
R6.1.24	4	振込手数料		550					550			
R6.2.26	5	会派広報紙28,000部		295,680					295,680			
R6.2.26	6	振込手数料		550					550			
R6.3.19	7	書籍購入費		10,197				10,197				
R6.3.19	8	関市(コピー・印刷代金)		7,287			7,287					
R6.3.22	9	事務費(プリンター消耗品代)		40,140							40,140	
R6.3.22	10	事務費(ホッチキス代)		1,680							1,680	
R6.3.26	11	プリンター台購入		7,458							7,458	
合 計			1,210,000	531,822	25,330	0	7,287	10,197	439,730	0	49,278	
残額(返納金)			678,178									

領収証

No.

関市議会新政クラブ 様

令和5年7月31日

金額 **¥25,000**

内

消費税等

現金

但 7月31日セミナー(オンライン)受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

係

2



関信用金庫

しんきんオンライン
キャッシュサービス

お取扱明細票



© 1998 KSETO Corp./KJ

お取引日	取扱い金庫店番	通番	カード発行金庫-店番-科目-本人・口座番号
05-07-25	ケ-0069	*****	
お取引内容	お取扱金種	お取引金額	
お引出	万円 五千円 二千円 千円 500円 100円 50円 10円 5円 1円	¥25,000*	
手数料	時刻	通帳頁	お取引後残高
¥330	10:04		
お客様へ か)ヒロセキヨウセイケンキョウジヨ様			
印紙税申告納付につき 関税務署承認済			

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまお取引いただきました明細は上記のとおりでございます。ご確認ください。
なお、この明細票はお取引記録としてATM取扱明細票専用通帳に綴込み保管ください。

「考えよう川の流れて生活排水」(フルーリバー作戦)

領 収 書

No 140892

2024 年 / 月 24 日

新政クラブ

御中



株式会社 中日岐阜サービスセンター

〒500-8381 岐阜市市橋三丁目3番10号
TEL 058-273-8248 FAX 058-273-8374

金額

¥ 142,950

☐ 本社 ☐ 大垣営業所
☒ 中濃営業所 ☐ 東濃営業所

入金内訳		
現金	小切手	振込

消費税	12,495
サイズ	A3

税率10%

T5200001003398

配布日	配布数	単価	小計	手配管理料
1/26	12,600	460	57,960	1,260
1/27	15,050	460	69,230	1,505
新聞折込代金として			税抜合計金額	129,955

上記の金額正に受取りました。

複写でないもの、訂正したもの及び取扱者の押印の無いものは無効です。

取扱者印

(2×50×200)

領 収 証

No. 204001

新政クラブ

様

登録番号: T5-2000-0101-9700

令和6年2月26日

金額

¥ 295,680

但し 合派元報紙代金

上記金額正に領収致しました。

内 訳	現金	
	小切手	
	手形	
	振込	✓ (1/26)

Next Communication

株式会社 カワセ

本 社 岐阜県関市千疋238番地
〒501-3954 TEL (0575)28-4131(代) FAX (0575)28-4521
本社営業部 岐阜県関市千疋598番地1
〒501-3954 TEL (0575)27-2777(代) FAX (0575)27-2778
東京支店 東京都新宿区四谷2-10 第2太郎ビル7F
〒160-0004 TEL (03)5363-1270(代) FAX (03)5363-1269
大阪支店 大阪市福島区海老江2-1-38 ウェルネス3F
〒553-0001 TEL (06)6452-0827(代) FAX (06)6452-0837
名古屋支店 愛知県名古屋市東区主税町4丁目83番 メイカミビル3階
〒461-0018 TEL (052)930-6612 FAX (052)930-6613
滋賀営業所 滋賀県東近江市八日市緑町14番5
〒527-0023 TEL (0748)20-4416(代) FAX (0748)20-4417

係 印

4



関信用金庫

しんきんオンライン
キャッシュサービス

お取扱明細票



年月日 06-01-24	取扱金庫店番 [REDACTED]	通番 オ-0070
カード金庫-店番-科目-口座番号 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
万円 五千円 二千円 千円	お取引金額 ¥142,950*	
取引内容 お引出	お取引後残高 [REDACTED]	
手数料 ¥550	通帳買	硬貨
時刻 12:15	おつり	
カ)チウニチキ"フサービ"スセンター様 セキシキ"カインセイクラフ"様		
印紙税申告納 *保*券*関 税務署承認済		

毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまお取引いただきました明細は上記のとおり
でございます。ご確認ください。
なお、この明細票はお取引記録としてATM取扱明
細票専用通帳に紐込み保管ください。

6



関信用金庫

しんきんオンライン
キャッシュサービス

お取扱明細票



年月日 06-02-26	取扱金庫店番 [REDACTED]	通番 オ-0041
カード金庫-店番-科目-口座番号 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
万円 五千円 二千円 千円	お取引金額 ¥295,680*	
取引内容 お引出	お取引後残高 [REDACTED]	
手数料 ¥550	通帳買	硬貨
時刻 09:40	おつり	
カ)ヤマシ"様 セキシキ"カインセイクラフ"様		
印紙税申告納 *保*券*関 税務署承認済		

毎度ご利用いただきありがとうございます。
なだいまお取引いただきました明細は上記のとおり
でございます。ご確認ください。
なお、この明細票はお取引記録としてATM取扱明
細票専用通帳に紐込み保管ください。

7

振込金受領証

(金融機関・コンビニエンスストア用)

払込人氏名

新政クラブ浅野 典之

様

お問い合わせ番号

500884589

金額

10,197

内消費税額

927

受取人

株式会社ぎょうせい

振込先



受領印

収入印紙貼付欄

(CVS専用)

24.3.19

※(お客様控え)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は右側の2枚だけをお出しください

請求書

登録番号: T1010001100425

東京都江東区新木場1丁目18番11号

株式会社ぎょうせい

代表取締役 成吉 弘次

新政クラブ
浅野 典之

様 令和 6 年 3 月 13 日

下記のとおりご請求いたします。

令和6年3月13日発送分

ご請求額	¥10,197.-	お得意様No. (請求No.)	50-0884589
内消費税10%	¥927.-		(403240238)

お支払は 令和 6 年 4 月 27 日までをお願いします。

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
地方議会議員ハンドブック 第2次改訂版		1	1980	1980	
地方議会運営事典 第2次改訂版		1	4950	4950	
地方自治課題解決事例集 第4次改訂版 第1巻 行政編		1	3267	3267	

01240028951 (22)

(振込先) (001)

(要打電項目) 403240238

納入通知書 (兼 領収書)

875 21205081010011102100500100100000000

通知登録番号

009505000600000000000000000000002053708

金額

20000038388380001900000

金額(手書)

□ □ □ , □ □ □ , □ □ 7 , 2 8 7

税外収入台帳番号

00086

会計 001 一般	款 021 項 005	目001	節 001	細節008
取扱主管理名 行政情報課		納付期限	令和 6 年 3 月 31 日	
納付の目的				

コピー・印刷代金

上記の金額を納付してください。

令和 6 年 3 月 18 日

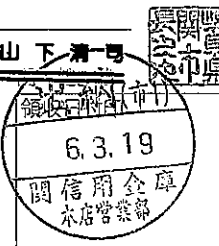
關市長 山下清一男

（納入者）
住所名
氏名

新成クラブ

上記金額を領収しました。

様



(本人控)

2024年03月22日(金)

領 収 証
新政クラブ様

¥1,680-

上記正に領収しました(消費税等 152円を含みます)
但し、御品代()として
明細部分の *印は軽減税率(8%)適用商品です。
ホームセンターパロー 関緑ヶ丘店
岐阜県関市緑ヶ丘1-1-64 TEL0575-23-8151
※保管上のお願 (登録番号 T7200001031521)
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0002-2043-2458

お預り ¥1,700
お釣り ¥20
(消費税等 ¥152)

* 令真山又言正月糸田 *
2024年03月22日(金)14:53 レシ*0002

資No00708281
4902870798000JAN
バイモ1.1ポリゴ ブラ ¥1,528
小計 ¥1,528
(外10% タイショウ ¥1,528)
外10% ¥152
外税計 ¥152
合計 ¥1,680
お買上点数 1点
レシートNo2458 店No02015

新 政 7 7 7 領 収 証 様

2024年 3月26日(火)

¥7,458-

上記正に領収しました(消費税等
株式会社 久米商店 スーパーバリュウー関店
岐阜県関市西宿野町1-10-11
TEL:0575-22-0181
※保管上のお願ひ
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願ひます。

¥678-を含みます)

0001-0198-5377

現計 ¥7,458
(消費税等 ¥678)

2024年 3月26日(火) 12:16 No:0001

0000045410180

0045ILIT/IT's 60 WH/NA

内 *7,458

小 計 ¥7,458
内税対象額 10.00% ¥7,458
内税額 10.00% ¥678
合 計 ¥7,458



A2024032600015376A

「軽」表記の商品は8%対象商品です
事業者番号:T2200001019100

責No:00000072:7 2
取引No5376 1点買

研修会等参加報告書

関市議会議長 様

令和6年3月31日

議員名 武 藤 記 子

下記のとおり研修会等に参加しましたので報告します。

記

1 日時 令和5年 7月 31 日

2 研修等名 ○改めて議会基本条例を理解する

○議会基本条例を検証する

3 場所 関市役所内 会議室において オンライン受講

4 会場名

5 研修目的 関市議会において議会基本条例を制定する動きがあり、
特別委員会立ち上げの前に議会基本条例を学ぶため研修に
参加した。

6 感想、所見等 別 添

7 参考資料（日程表等） 別 添

<改めて議会基本条例を理解する・議会基本条例を検証する>

(株)地方議会総合研究所主催 廣瀬和彦氏 受講の所感

議会基本条例とは議会の活動理念や活動の仕組みを規定したもので、制定自体によって市民に対して直接の利害を及ぼすものではないが、条例の捉え方としてはあくまでも議会改革のツールであり、動いて初めて効果があるものである。

条例に取り入れると良いのではという主なものに

○<前文>を取り入れることは議会基本条例を制定する理由と、議会の在り方、市民に対する決意を改めて明文化するものである。

○<議員間討議>は市民の代表として選ばれた議員が議会の審議に反映させるためにテーマや議案等について議員間で意見を述べ合い、合意形成の拡大を諮る手法の一つ。

○<議会報告会・意見交換会>については議会における審議の経過と結果について住民に対し広報し、住民からの意見を議会として広聴するもので、最近ではオンラインでの報告会も行われている（東村山市議会）

他に<反問権><通年会期><文書質問>等の留意点の項目があげられていた。

関市議会の議会基本条例はどのようなものになるのか。まずは今、議会としてやっていること、出来ていることを明文化し、この先、新たにやっていきたいことを条文に付け加える方式になると思う。また基本条例に対する理解は条例制定に携わらない議員への周知徹底も必要である。

最初にも述べたが、この議会基本条例は策定するだけでは意味がなく、議会としてその条例に沿って動いているか、改革の効果を実感できるものとして評価・検証は今後必要になる。

議会基本条例を制定している議会が多い中で、関市議会もようやく議会改革の一つとして一歩踏み出そうとしている。今まで以上に議員が政策について勉強し、まい進していかななくてはならないと思った。

以上

議員・職員のための

議会基本条例の 再認識と検証

同時開催！
オンラインセミナー

日程① 7/31 (月) 東京
日程② 8/17 (木) 京都

10:00～13:00

改めて議会基本条例を理解する

1. 議会基本条例とその制定理由を考える
2. 条例に規定された改革事項を再確認する
 - (1) 議員間討議
 - (2) 議会報告会・意見交換会
 - (3) 反問権・反論権
 - (4) 通年会期
 - (5) 文書質問
 - (6) その他



14:00～17:00

議会基本条例を検証する

1. 議会基本条例の効果的な検証手法
2. なぜ議会基本条例規定事項がうまくいかないのか
3. 議会改革を効果たらしめるための手法とは
4. 議会改革の問題点に関するワークショップ



講師：廣瀬 和彦 (株) 廣瀬行政研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株) 廣瀬行政研究所